令和7年3月4日総務局総務課

令和7年第1回市会定例会 追加議案提出一覧

I 一 般 議 案 1件

1 条例の一部改正 1件

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する 条例及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営の基準に関する条例の一部改正

合 計 1件

令和7年3月4日発送 令和7年3月11日提出

お問合せ先

総務局総務課長 稲富隆仁 Tel 045-671-2046





市第159号議案 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する 条例及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営の基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」が令和7年1月に改正されたことに伴い、関連する条例の一部を改正します。

2 改正する条例

	改正条例	今回改正の対象事業
1	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準 に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)	小規模保育事業、家庭的保育事業
2	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営の基準に関する条例(平成26年9月 横浜市条例第48号)	及び事業所内保育事業(以下「当該 事業」という。)

3 改正の概要

当該事業を行う者は、従前から、利用乳幼児に対する保育を適切かつ確実に行い、卒園後 も必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう連携施設を適切に確保する必要があります。 今回の国の基準の改正を踏まえ、連携施設の確保に関する規定及び経過措置期間を改正します。

(1) 保育内容の支援に係る連携施設

現行	保育所、幼稚園、認定こども園
改正案	上記連携施設の確保が困難な場合、連携先として小規模保育事業者及 び事業所内保育事業者を追加します。

(2) 代替保育に係る連携施設

現行	保育所、幼稚園、認定こども園 ※確保が困難な場合、小規模保育事業者又は事業所内保育事業者も可
改正案	上記事業者との連携が困難な場合、連携施設の確保に関する規定を 適用しないことができることとします。

(3) 卒園後の受入れに係る連携施設の確保に関する経過措置期間

現行	10年(令和7年3月末まで)
改正案	<u>15年</u> (令和12年3月末まで)

4 施行日

令和7年4月1日(改正される国の基準と同日)